伊根町立学校における児童生徒のプライバシーに配慮した
健康診断の実施に関する方針

１　趣旨

本方針は、文部科学省通知「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知)」（令和６年１月２２日付け５初健食第１３号）の趣旨に基づき、伊根町立学校において、児童生徒が安心して健康診断を受けられる環境を整備し、個人の尊厳を守るとともに、心身の健康保持・増進を図ることを目的とする。

２　基本方針

児童生徒の健康診断は、学校保健安全法の規定により、学校において毎学年定期に行わなければならないこととされているが、身体の露出を伴うものであるため、その実施においては、児童生徒等のプライバシー保護及び保護者への実施方法の事前周知を徹底することとし、以下の体制を構築するものとする。

３　具体的な実施上の配慮事項

（１）検査環境の整備（物理的プライバシー）

ア　遮蔽の徹底

診察・測定場所は外部から見えないよう、パーテーション、カーテン又は専用の部屋を使用し、他の児童生徒から診察中の様子が見えないよう配置を工夫する。

イ　性差への配慮

可能な限り性差に配慮した時間設定を行い、他者の目線が気にならない環境を確保する。

（２）身体露出等への配慮

ア　最小限の露出

性別の如何を問わず、必要最小限の露出で検査が行えるよう、あらかじめ着脱しやすい服装（体操服、検査用ガウン等）の着用を推奨する。

イ　教職員の配置

検査室内における教職員の配置は最小限とし、性別にも配慮した適切な人員配置を行う。

（３）心理的安全性（精神的プライバシー）

ア　事前説明の徹底

健康診断の意義とともに、配慮事項や児童生徒の権利について、保護者及び児童生徒へ事前に丁寧な説明を行う。当該説明に当たっては、検査環境の状況、身体露出の程度、配

慮事項等についてなるべく詳細に伝えるものとする。

イ　選択権の保障

心理的に抵抗がある場合や、特定の検査に不安を感じる児童生徒に対し、個別相談に応じ、かかりつけ医療機関での実施を含めた代替案について柔軟に検討する。

４　推進体制

ア　校内連携の構築

各学校において健康診断時のプライバシーに配慮した対応を成文化し、担任、養護教諭、管理職等が健康診断の実施状況を共有、連携できる体制を構築する。

イ　相談窓口の設置

児童生徒や保護者が、健康診断に係る配慮について不安や不満を伝えられる相談窓口を明確化する。

ウ　関係機関との調整

健診に当たる学校医等の関係者に対し、本方針の趣旨を共有し、協力体制を要請する。